

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇規

#### 則

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行  
期日を定める規則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁  
規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

### ◇告

#### 示

都市公園の設置

## 規 則

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規  
則をここに公布する。

昭和五十九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十三号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定め  
る規則

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例（昭和五十九年三月鳥取県条  
例第十号）中別表第一の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球  
場に関する部分及び別表第四の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園  
の野球場に関する部分の施行期日は昭和五十九年五月三日、第三条の第二  
一項の改正規定、別表第一の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の  
陸上競技場、第一補助競技場及び第二補助競技場に関する部分並びに別表  
第四の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第一補助  
競技場及び第二補助競技場に関する部分の施行期日は昭和五十九年五月二  
十五日とする。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

昭和五十九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十四号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部  
を改正する規則

（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第三号四中「倉吉土木事務所長の項第四号四」の規定により倉吉土木事務所長を「土木事務所長の項第二十三号の四」の規定により土木事務所長に改め、同号四中「倉吉土木事務所長の項第四号四」の規定により倉吉土木事務所長を「土木事務所長の項第二十三号の四」の規定により土木事務所長に改め、同欄第四号中「第八条第二項又は第三項ただし書」を「第八条第三項又は第四項ただし書」に、「倉吉土木事務所長の項第五号（二）又は（三）の規定により倉吉土木事務所長」を「土木事務所長の項第二十三号の五（二）又は（三）の規定により土木事務所長」に改める。

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第三号（一）中「倉吉土木事務所長の項第四号（三）の規定により倉吉土木事務所長」を「土木事務所長の項第二十三号の四（三）の規定により土木事務所長」に改める。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二土木事務所長の項中第二十三号の三の次に次の二号を加える。  
二十三の四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）に基づく知

事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- （一） 第六条第一項及び第三項の規定による都市公園の占用の許可及びその内容の変更の許可

（二） 第九条の規定による都市公園の占用に係る協議

（三） 第十条第二項の規定による原状の回復等の措置についての指示

のうちこの号の（一）の許可に係る指示

（四） 第十一条第一項又は第二項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令のうちこの号の（一）の許可に係る処分又は措置の命令

（五） 第十一条第三項の規定による聴聞の実施のうちこの号の（四）の処分又は措置の命令に係る聴聞の実施

二十三の五 鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一） 第三条第一項及び第二項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可

（二） 第八条第三項の規定による使用料の減免のうち前号の（一）の許可に係る使用料の減免

（三） 第八条第四項ただし書の規定による使用料の返還のうち前号の（一）の許可に係る使用料の返還

（四） 第九条第一項又は第二項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令

（五） 第十条の規定による工事の完了等の届出の受理のうち前号の（一）の許可又は前号の（四）若しくはこの号の（四）の措置の命令に係る届出の受理

別表第二倉吉土木事務所長の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

附 則

この規則は、昭和五十九年五月三日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「午前九時から午後十時まで」を「次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

施 設	利用 時 間
鳥取県立布勢総合運動公園 (以下「総合運動公園」という。)	午前九時から午後五時 (四月一日から九月三十日までの間にあつては、午後七時)まで
陸上競技場 第二補助競技場	午前九時から午後九時まで
野球場 第一補助競技場	午前九時から午後十時まで
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (以下「臨海公園」という。)	午前九時から午後十時まで

第一条の三第一項を次のように改める。

有料公園施設の休園日は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

施 設	休 園 日
総合運動公園に設けられたもの	一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日
臨海公園に設けられたもの	一 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日 二 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する国民の祝日であるときは、その翌日)

第三条の二第一項中「利用しようとする者」の下に「総合運動公園の第一補助競技場又は第二補助競技場を一般利用の方法で利用しようとする者及び」を加え、同条第二項及び第三条の三中「あやめ池スポーツセンターの体育室」を「総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくはトレーニングルーム若しくは臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室若しくはトレーニングルーム」に改める。

第八条第一項第一号を削り、同項第二号中「都市公園」を「鳥取県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)」に改め、同項中同号を第一号とし、第三号を第二号とする。

様式第一号(その1)中

行の欄別

公園の名称	行の欄別
を	行の欄別

に改め、同様式(その2)中

催しの目的	
-------	--

を

公園の名称	
催しの目的	

に改める。

様式第三号中

行為の内容	
-------	--

を

公園の名称	
行為の内容	

に改める。

様式第三号の二及び様式第三号の三中

利用施設	1	あやめ池ス ポーツセン ター
	2	テニスコー
	3	テアーチェリ
利用期間		

(1) 体育室(全面・4面)

(2) トレーニングルーム(1回・全面)

(3) 研修室 (4) カヌー艇庫(艇)

ト(コート)

一場(射場)

を


公園の名称

利用施設

利用日時

に改める。

様式第三号の四の四「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園」や「(公園の名称)」に改める。

様式第四号中

設置の目的	
-------	--

告 示

この規則は、昭和五十九年五月三日から施行する。ただし、第一条の二  
第一項の改正規定のうち総合運動公園の陸上競技場、第一補助競技場及び  
第二補助競技場に関する部分並びに第三条の二及び第三条の三の改正規定  
は、同月二十五日から施行する。

附 則

を		を		を	
公園の名称	公園の名称	公園の名称	公園の名称	公園の名称	公園の名称
公園施設の 種類及び場 所	公園施設の 種類及び場 所	公園施設の 種類及び場 所	公園施設の 種類及び場 所	公園施設の 種類及び場 所	公園施設の 種類及び場 所
用途の目的	用途の目的	用途の目的	用途の目的	用途の目的	用途の目的
に改める。		に改める。		に改める。	

鳥取県告示第三百七十一号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、  
次のとおり都市公園を設置する。

昭和五十九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市布勢

三 区域

別紙図面のとおりとする。

四 供用開始の期日

1 野球場に係る区域（別紙図面において赤色で表示する部分）

昭和五十九年五月三日

2 陸上競技場、第一補助競技場及び第二補助競技場に係る区域（別紙

図面において黄色で表示する部分）

3 その他の区域

昭和五十九年五月二十五日  
昭和五十九年八月二十五日

（「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧  
に供する。）